平成２２年（フ）第１４２７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区41棟105号
債務者　門脇美由紀（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１６号
さいたま市大宮区上小町796番地２　キングフィールズ皇輝303
債務者　池田　茂宏
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１７号
さいたま市南区太田窪５丁目26番５号106
債務者　城所　清江
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２８号
埼玉県久喜市吉羽２丁目２番地16　ハイムアソウ207
債務者　下田　静江
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４２号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1332番地20　レストハイツ柳沢106、旧住所さいたま市岩槻区大字鹿室1131番地
債務者　橋本　佳朋
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６１号
埼玉県蓮田市大字黒浜1026番地
債務者　中野　聡志
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
さいたま市中央区本町東５丁目18番26―205号
債務者　早川　尚樹
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９５号
さいたま市浦和区領家２丁目13番14号　ノースコート浦和103、旧住所さいたま市浦和区北浦和２丁目14番16号　ハイツますお101
債務者　國山　　章
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１３号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番12―507号
債務者　伊藤　洋介
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３５号
埼玉県川口市朝日２丁目10番９号　美容荘２Ｆ２号
債務者　白川　康雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
北海道士別市東八条９丁目456番地85
債務者　山下美智子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第６５号
岩手県奥州市江刺区前田町３番25号、旧住所山形県鶴岡市上藤島字備中下21番地４
債務者　千葉　武宏
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野119番地18
債務者　小原　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６８号
岩手県奥州市衣川区向館14番地６
債務者　千葉　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第７１号
岩手県奥州市衣川区並木前44番地２
債務者　佐藤　英之
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１２１０号
埼玉県新座市片山２丁目７番７号
債務者　平賀　克也
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５６号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番８―306号、旧住所東京都板橋区赤塚７丁目18番１号　アンソレイエ203号
債務者　荒井　昭充
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係